大町市告示第112号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び 第22条第1項の規定により、平成29年度決算に係る健全化 判断比率及び資金不足比率を別紙により公表する。

平成30年10月 1日

大 町 市 長 牛 越 徹

大 町 市 役 所

# ① 平成29年度決算に係る健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	-	7.2	56.7
(13.29)	(18.29)	(25.0)	(350.0)

### 備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「一」と記載している。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載している。
- 3 本比率は暫定値である。

## ② 平成29年度決算に係る資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水 道 事 業 会 計	_	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
温泉引湯事業会計	_	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道会計	_	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業会計	_	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	22.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公営簡易水道事業特別会計	_	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

### 備考

- 1 資金不足額がない会計は「一」と記載している。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記している。 「令第17条第1(2、3、4)号(括弧書き)の規定により事業の規模を算定」

### 【健全化判断比率 4 指標】

### 【実質赤字比率】

一般会計等の赤字の状況を比率で示したもの。

大町市の一般会計等では実質収支が黒字であることから、実質赤字比率は正数となっています。

※実質収支とは、歳入歳出の差額である形式収支から、単年度で完了しないため、翌年度に繰り越す事業等の財源として引継ぐ額(翌年度に繰り越すべき財源)を差引いた、 実質的な収支額です。

### 【連結実質赤字比率】

一般会計等と公営企業会計等を含めた全体の会計での赤字の状況を示したもの。大町市は病院事業会計が資金不足となっているものの、全体での収支(連結実質収支)が黒字であることから、連結実質赤字比率は正数となっています。

### 【実質公債費比率】

市税、普通交付税のように毎年経常的に収入され、自由に使うことのできる 財源のうち、普通会計の公債費(借金の返済額)だけでなく、一部事務組合や 公営企業の公債費に対する負担金・繰出金などの公債費に準ずるものを含めた 実質的な公債費相当額(普通交付税に算入されるものを除く。)に充てられた ものの占める割合の前3年度の平均値です。地方債協議制度の下で、18%以 上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

#### 【将来負担比率】

- 一般会計等が将来負担するべき債務の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。
- 一般会計等が将来負担すべき債務とは、一般会計等の借入金(以下地方債)以外に、契約や協約で将来支払う必要があるもの(債務負担行為)、公営企業等の地方債のうち将来一般会計等で負担することになるもの、北アルプス広域連合等で整備した施設に係る地方債のうち大町市が負担する部分、第三セクター等の負債のうち損失補償をする契約をしているものなどです。(大町市は損失補償の契約はしていません。)

将来負担比率は、現時点で想定される将来の負担が、自治体の使い道の定められていない財政の規模を表す標準財政規模(1年分)の何倍あるのか、を指標化しています。

家計に例えるなら、給与収入の何年分の借金があるのか、というものになります。